

総合評価競争入札の 落札決定基準の改正について

(令和9年4月1日適用開始予定)

令和8年9月14日
京都府建設交通部指導検査課
同 営繕課

改正内容

- 1 対象工事に関すること
 - ・ 総合評価対象工事の拡大について
- 2 評価項目に関すること
 - ・ 配置予定技術者の従事件数について
 - ・ 優良工事施工者表彰について
 - ・ 週休2日工事の取組について
 - ・ 受注実績2について

総合評価対象工事の拡大について

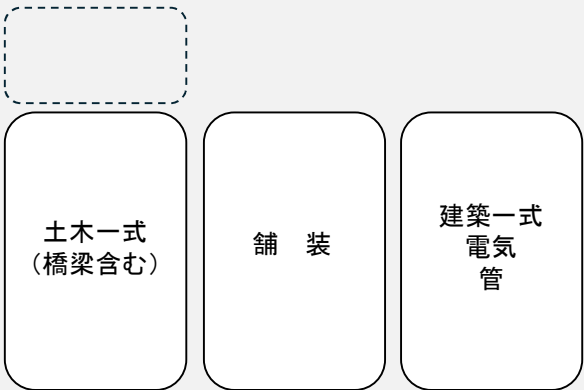
【現状と課題】

総合評価方式の更なる活用を図っていく必要がある。

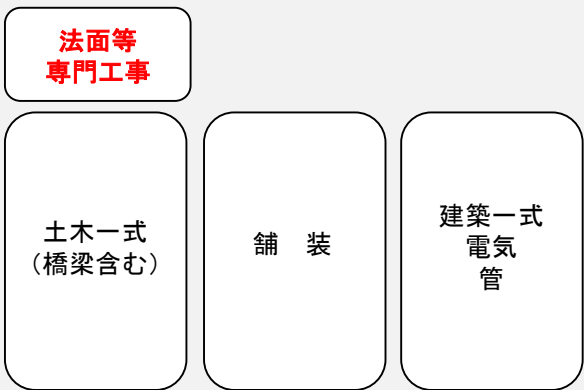
【対応策】

○総合評価の対象となる工種等を拡大する。

改正前



改正後



配置予定技術者の従事件数について

【現状と課題】

主任技術者等が複数の工事を兼務している場合、兼任工事1件あたり0.1点を減点しているが、現場への常駐性や関与度の評価をさらに高め、品質向上を図る必要がある。

【対応策】

○減点を0.1から0.2に変更する。

配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評定点 (所有する国家資格) ＜配置予定技術者の従事している工事件数（従事件数×-0.1）＞	80点以上	(1級国家資格又は技術士)	1	1点
		77.5点以上 80点未満		0.9	
		75点以上 77.5点未満		0.8	
		72.5点以上 75点未満		0.7	
		70点以上 72.5点未満		0.6	
		67.5点以上 70点未満	(2級 国家資格)	0.5	
		65点以上 67.5点未満		0.4	
		65点未満 実績なし又は調査基準価格未満の入札を行った者	(国家資格無し又は調査基準価格未満の入札を行った者)	0	
	技術者の継続教育（CPD）	2年間の取得単位30単位以上		0.8	0.8点
		2年間の取得単位15～29単位		0.5	
2年間の取得単位15単位未満又は調査基準価格未満の入札を行った者			0		

<配置予定技術者の従事している工事件数 (従事件数×-0.2)>

優良工事施工者表彰について

【現状と課題】

表彰加点は品質確保に資する制度である一方、受注機会の過度な偏りを招くおそれもあり、公平な競争性とのバランスを踏まえた見直しが必要である。

【対応策】

○優秀賞の加点回数を2回から1回へ減算する。

改正前

	表彰実績の加算点を申請した上で 同一年度内に落札した回数		
	0回	1回	2回以降
優秀賞	1点	0.3点	0点
奨励賞	0.5点	0点	0点



改正後

	同左	
	0回	1回以降
優秀賞	1点	0点
奨励賞	0.5点	0点

週休2日工事の取組について

【現状と課題】

「週休2日制工事実施要領」を改定し、京都府が発注する土木工事において完全週休2日の取組を原則化したことに伴い、評価項目の見直しが必要である。

【対応策】

○週休2日工事の取組に関する評価項目を削除する。

改正前

週休2日工事の取組	加算点
週単位の週休2日を実施する者	1.0点
実施しない又は過去2年間に加点申請したが取組をしなかった者	0点



(削除)

受注実績 2 について

【現状と課題】

長期間受注機会を得ていない事業者に対し一定の配慮を行うことで、地域建設業の持続的な発展を図り、もって、将来的な品質確保につなげていく必要がある。

【対応策】

○受注実績に応じて段階的に加点する評価項目を新設する。

新設

受注実績 2	加算点
発注年度及び過去 3 年間受注実績なし	1. 0 点
発注年度及び過去 2 年間受注実績なし	0. 75 点
発注年度及び過去 1 年間受注実績なし	0. 5 点
発注年度の受注実績なし	0. 25 点
上記以外	0 点